

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 施設管理課 東部

監査実施期日： 令和7年6月12日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 契約関係</p> <p>(ア) 修繕関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホイルローダ車検修理において、契約の締結が必要な案件であったが、契約を締結することなく、修理が行われていたので、以後、適正に事務処理されたい。(R6・東部クリーン) <p>(イ) 業務委託関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設運転管理業務において、着手届及び管理技術者等通知書の提出が期限内に行われていなかった。契約締結に伴う提出書類の提出期限について確認するとともに、以後、適正に事務処理されたい(R6,R7・一ノ谷) 	<p><発生原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検及び特定自主検査の実施にあたっては、契約を経ず実施していた経緯があり、誤認識のまま車検と関係箇所の修繕をおこなってしまった。 <p><処理内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検時に発生する修繕等について、20万以上は通常の契約が発生するため事務手続きが必要となることを職員に周知指導を行った。 <p><再発防止策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該車両の車検前に、必要な修繕の項目と金額を事前に把握して、適正な事務手続きを行う。 また、契約規則及び契約事務の手引きについて施設全体で熟知した上で業務にあたる <p><発生原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の提出期限誤認は、事務手続きの確認不足に起因するものであり、契約締結時の提出書類は、10日以内の提出期限であったが、長期継続契約であったため、4月1日の履行開始と書類提出期限を誤認してしまったことから、見落としてしまった。 <p><処理内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載誤りのある書類については、委託業者より差替え書類を取り寄せて補完した。 <p><再発防止策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約規則及び契約事務の手引きについて施設全体で熟知した上で業務にあたる。 ・ 契約書、仕様書等で内容を把握し、記載誤り等がないか確認を行う。さらにチェックシートを活用し、書類の提出漏れや適正に事務処理がされているか確認を行う。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。